修了·卒業の認定、定期試験、科目評価と客観的指標(GPA)の

算出方法に関する規定

[学則及び学則施行細則(2023年4月1日施行)より抜粋]

【修了・卒業の認定に関する規定】

学則 第10条 (学習の評価)

定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価は「A」「B」「C」「D」「E」「F」で行い、「D」以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。

- 2 定期試験の方法は筆記試験、実技試験、レポートのいずれかで行う。
- 3 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。
- 4 それぞれの授業科目について 70%以上の出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪失しE評価とする。
- 5 GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。

学則 第23条 (卒業・修了の認定)

教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき教科目について試験を行い、合格者に対して該当教科目の修了を認定する。但し、実習については実技の成績によって修了を認定する。

2 学校長は前項の認定を行うため、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業 進級判定会議を開催し、審査のうえ判定する。

【定期試験に関する規定】

学則施行細則 第5条 (試験の方法)

試験は筆記試験、実技試験、レポートで行う。

学則施行細則 第6条 (筆記試験)

定期試験を筆記試験にて評価する場合は、授業内で確認した専門的な知識・技術の理解、 定着度を100点満点にて評価する。

- 2 筆記試験における資料の持込の可否については事前に告知するものとする。
- 3 筆記試験における設問ごとの配点は筆記試験問題に明記し周知するものとする。

学則施行細則 第7条 (実技試験)

定期試験を実技試験にて評価する場合は、授業内で確認した専門的な技術の定着 度を100点満点にて評価する。

2 実技試験の諸規定や制限時間および各評価項目の詳細や到達度合いの詳細については科目ごとにシラバスに定める。

学則施行細則 第8条 (レポート試験)

定期試験をレポート試験にて評価する場合は、指定の期日、テーマ並びに諸規定に基づいた レポート作成・提出を通じて授業内で確認した専門的な知識・技術の定着度を100点満点にて評価する。

- 2 レポート試験の評価項目は、提出期限の遵守、諸規定の遵守、テーマに基づいた所見 や意見の明確性の3要素で採点する。
- 3 レポート試験のテーマや諸規定および各評価項目の詳細や到達度合いの詳細については 科目ごとに講義概要に定める。

学則施行細則 第9条 (定期試験の受験資格)

1学期につき、開講の科目において出席率が70%以上であった者は定期試験を受験することができる。

- 2 1学期につき、定期試験を含み、科目の出席率が70%に満たない者は、当該科目の 試験は受けられるが E 評価となる
- 3 本校へ納入する学費等を滞納している者、または所定の入学手続きが完了していない 者は試験を受けることができない。
- 4 定期試験の際、教職員が学生証の提示を求めた場合は提示しなければならない。

学則施行細則 第11条 (追試験)

定期試験を欠席したが、本細則第17条の定めに沿って欠席扱いを免除した者については、追試験を行う。その評価は定期試験と同等に扱う。

- 2 追試験を受ける者は、定期試験後、所定の期日までに追試験願を担任に申請し、学校 長が認めた者に限り、受験することができる。
- 3 追試験願が期限内に提出されなかった者については、理由の如何にかかわらず、受験できない。

学則施行細則 第12条 (再試験)

科目の評価が不合格(59~0点)の者もしくは私的事由により欠席した者については、 再試験 を行う。その評価は定期試験と同等に扱う。また、その評価は最高 D とする。

- 2 再試験の受験は各科目について1回限りとする。
- 3 再試験を受ける者は、再試験願を担任に申請し、学校長が認めた者に限り、受験することができる。

【科目評価と客観的指標(GPA)の算出方法に関する規定】

学則施行細則 第4条 (科目評価及び GPA 算出方法)

各科目についての評価は学期末に行われる定期試験の点数で A からFの6段階評価を 行う。

2 6段階評価の評点を GPA ポイントは下記の通りとする。

評価	内容	評点	GPA		
			ポイン		
			٢		
Α	合格	100~90点	4.0		
В		89~80点	3.0		
С		79~70点	2.0		
D		69~60点	1.0		
E	不合格	出席不良•	0		
		単位未履修者			
F		59点以下	0		

A、B、C、Dを合格としE、Fを不合格とする。

3 6段階評価の対象外科目に関しては、GPA ポイントの対象外とし、評価は下記の通りとする。

=17.17.	中郊	評点	GPA
評価	内容		ポイント
S	合格	認定	_
U	不合格	認定せず	_
TC	他校で履修した単位の認定		_

4 それぞれの授業科目について、70%以上の出席が認められた場合に、定期試験の成績によって評価される。出席数が基準に満たなかった場合、出席不良としE判定とする。

#